

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

保安林の指定予定 (二件) (森林保全課)

生産事業者の登録の失効 ( )

県道の区域の変更 (道路課)

県道の供用の開始 ( )

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十七号

境港市が行う土地改良事業 (一般農道整備事業米川東地区農道整備) の認可申請につ  
いては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五  
号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次

のとおり縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年十二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の  
翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百三十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和二十  
六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字大石谷尻三三三六、三三三七、三三三七第一、三三三四九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町津地字アナイゴ九八五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 立木に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町津地字山田林九八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 立木に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百四十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名	事業所の所在地
127	羽木原千歳	八頭郡智頭町大字 穂見二四〇	穂の採種並びに 幼苗及び幼苗以外 の苗木の育成	羽木原千歳 苗畑	八頭郡智頭町 大字穂見

**鳥取県告示第八百四十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年十二月二十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別	変更前		
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字別所字四ノ南 関七五七―一地从り同大字 砂和ヶ谷八三三―一地从りまで	変更後	変更前	九・四	四三三・〇
				五二・〇	四三五・〇

**鳥取県告示第八百四十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年十二月二十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字別所字四ノ南関七五七―一地从り同大字砂和ヶ谷八三三―一地从りまで	平成八年十二月二十日

**鳥取県告示第八百四十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成八年三月十五日 鳥取県指令米土維十第三十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市西福原字堀川尻丁
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市今町二丁目二〇七  
株式会社人形のはなふさ  
代表取締役 英 勉

**鳥取県告示第八百四十四号**

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年一月一日から施行する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表鳥取いなば農業協同組合の項中「株式会社山陰合同銀行鳥取東支店」を「株式会社山陰合同銀行国府支店」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】